

令和6年度横浜市放課後キッズクラブ運営法人公募要項の内容に関する質問について、次のとおり回答します。

No	項目	質問内容	回答
1	公募要項 【2(1)対象クラブ】	配慮を必要とする児童について、現在、配慮を必要とする児童は何名在籍しているか、各クラブずつご教示ください。	現時点で公表する情報としては、 「【参考】令和6年度放課後キッズクラブ運営法人募集クラブの概要」のとおりです。これ以上の情報については、現場見学会にご参加の上、ご確認ください。
2	公募要項 【4(4)職員について】	配慮を必要とする児童について、加配職員配置の有無は、運営法人で決定するのか、市が決定するのか、市が配置している「巡回相談員」と協議して決定するのか、ご教示ください。	加配職員の配置について、最低基準は設けていませんので、個別の状況を鑑み、運営法人で決定していただきますが、障害児等、支援や配慮を要する児童の受入れにあたっては、当該児童の安全を確保するため、必要に応じた職員を配置してください。本市では、放課後キッズクラブが当該児童を受入れる場合において、「障害児受入加算補助」、「障害児受入推進加算補助」、「障害児受入強化推進加算補助」及び「医療的ケア児受入加算補助」の補助制度を整備しています。
3	公募要項 【5(1)運営費補助】	経費負担について、水光熱費については、市・学校負担という認識で宜しいかご教示ください。	お見込みの通りです。「学校施設使用に関する事務取扱要領」第6条第1項に基づき、放課後キッズクラブの活動で使用したものであっても、横浜市が負担します。
4	公募要項 別紙2 申請にかかる提出書類一覧	I-9(2)にあります「直近2年分の補助金、公的機関からの融資、寄付金等の状況」ですが、具体的などのような内容が記載された書類を提出したら宜しいかご教示ください。	任意の様式で構いませんので、該当がある法人については、補助金や融資、寄付金等について金額や相手先等の状況がわかる書類をご提出ください。

※応募を検討しており、現在、本市において放課後キッズクラブを運営していない法人について、放課後キッズクラブのマニュアルを希望される場合は、こども青少年局放課後児童育成課まで別途ご連絡ください